

平成 年 月 日

株式会社シミズ・ビルライフケア S・BLC 東海社 御中

所在地

会社名

代表者氏名

印

秘密保持に関する誓約書

当社は、貴社とのすべての取引における業務（以下「業務」といいます。）の遂行に際して開示される秘密情報の保持に関し、以下の事項を遵守することを誓約します。

（秘密情報の定義）

第1条 本誓約書において秘密情報とは、書面による開示か口頭による開示かを問わず、また記録媒体の種類等その形式を問わず、当社が業務上貴社から開示を受け又は将来開示を受けることのある貴社の技術上、営業上、業務上の一切の情報（「個人情報の保護に関する法律」に規定される個人情報を含みます。）をいいます。

2. 前項に規定する情報のうち、次の各号の情報は秘密情報には該当しないものとします。ただし、個人情報については第6号に限り、秘密情報に該当しないものとします。

- （1）開示時点で既に公知又は公用となっているもの
- （2）開示後に当社の責によらずに公知又は公用となったもの
- （3）開示時点で当社が既に所有していたもの
- （4）貴社の書面による事前の同意により開示することが認められたもの
- （5）当社が秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に入手したもの
- （6）法令に基づき政府機関や裁判所から開示命令を受けたもの

（目的外使用の禁止）

第2条 当社は、貴社の書面による事前の承諾を得ることなく、業務以外の目的に秘密情報を使用しません。

（複写複製）

第3条 当社は、複写機による複写、電子媒体による複製等の方式を問わず、業務遂行上必要な範囲を超えて秘密情報の複写複製を行いません。

2. 前項にかかわらず、貴社が複写複製を制限した場合は、当社はこれに従います。

（管理体制等）

第4条 当社は、秘密情報を記録した文書や電子媒体等を施錠のできるキャビネットに保管する等、秘密情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じます。

2. 当社は、業務遂行に関する情報管理責任者を定め、貴社に報告するものとします。
3. 当社は、秘密情報を業務の遂行のために必要な当社従業員及び役員（以下「従業員等」といいます。）のみに開示するものとします。当社は、従業員等にその在職中、退職後を問わず秘密情報を保持させるため、秘密情報の開示に先立って研修等の教育を徹底し、これを担保するために従業員等から秘密保持に関する誓約書を提出させる等の対策を講じます。

4. 当社は、業務を遂行するにあたりパソコン等の使用を必要とする場合は、パソコン等を媒体とする情報の漏洩を防ぐため、必要かつ適切な措置（次の各号を含みますが、これらに限りません。）を講じます。

- （1）個人所有パソコンの使用禁止
- （2）ファイル交換ソフトがインストールされているパソコンの使用禁止
- （3）有効なウィルス対策ソフトがインストールされていないパソコンの使用禁止
- （4）電子データの交換を行う場合の貴社が指定する手段の利用（ただし、電子メールを利用する場合は、秘密情報を含む添付ファイルを暗号化して送信するものとします。）

5. 当社は、従業員等に対して、秘密情報並びに業務に使用するパソコン及び可搬型記憶媒体を社外に持ち出さず、やむをえず持ち出さなければならないときは、情報管理責任者又は貴社の書面による事前の承諾を得るとともに、暗号化又はパスワードの設定等、情報漏洩の防止のため必要な措置を講じるよう、徹底させるものとします。

（再下請負等）

第5条 当社は、業務の遂行にあたり必要となる場合に限り、再下請負先又は再委託先（以下「再下請負先等」といいます。）に秘密情報を開示することができるものとします。ただし、貴社から個別の指示があるときは、再下請負先等の名称及び開示する情報の内容等を貴社に事前に通知のうえ、貴社の書面による承諾を得るものとします。

2. 前項により秘密情報を開示する場合、当社は、再下請負先等との間で当社が本誓約書で負う秘密保持義務と同等以上の義務を定める秘密保持契約を締結し、一切の責任をもって再下請負先等を指導及び監督します。

3. 前2項にかかわらず、貴社が再下請負又は再委託を禁止した場合は、当社はこれに従います。

（報告・監査）

第6条 貴社は、当社に対し、本誓約書に定める秘密保持義務の履行状況について、書面による報告を求め又は当社の事務所等へ立ち入り監査できるものとします。その際、当社は、必要な資料を提供するなど、貴社に協力します。

（返還・廃棄）

第7条 当社は、業務が完了したとき又は貴社が求めたときは直ちに、秘密情報を含むあらゆる文書、電子媒体及びそれらの複写複製物を、貴社に返還します。ただし、貴社から当社の責任において廃棄する旨の指示があったときは、裁断、焼却、電子媒体の物理的破壊等の方法により確実に廃棄処分を行うとともに、その結果を書面にて貴社に報告します。

（損害賠償）

第8条 秘密情報の漏洩、紛失その他当社の責に帰すべき事由により貴社に損害が発生したときは、当社は、貴社が被った一切の損害（訴訟費用、弁護士費用、第三者に対する賠償費用等を含みます。）の賠償責任を負うものとします。

以上